

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 21 回：平成 28 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行ったリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

《調査対象》

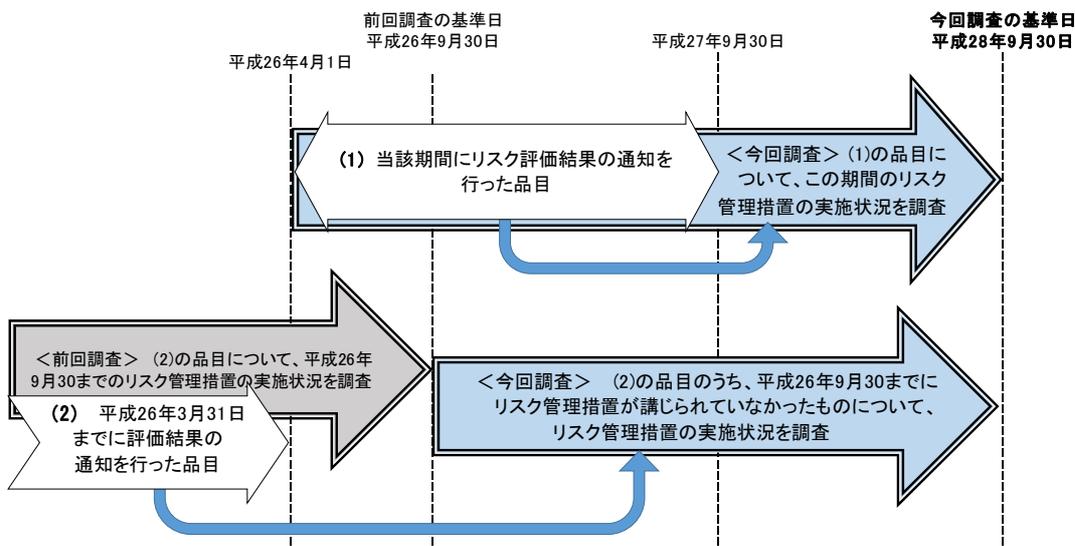
- (1) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日の間に、リスク管理機関に対してリスク評価結果の通知を行った品目（234 品目）

添加物 15 品目、農薬 89 品目、動物用医薬品 53 品目、器具・容器包装 3 品目、汚染物質等 3 品目、微生物・ウイルス 3 品目、プリオン 9 品目、かび毒・自然毒等 1 品目、遺伝子組換え食品等 35 品目、新開発食品 10 品目、肥料・飼料等 11 品目、その他 2 品目

- (2) 平成 26 年 3 月 31 日以前にリスク評価結果の通知が行われたが、平成 26 年 9 月 30 日時点（前回調査）で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（240 品目）

添加物 3 品目、農薬 126 品目、動物用医薬品 49 品目、器具・容器包装 1 品目、汚染物質等 46 品目、微生物・ウイルス 3 品目、かび毒・自然毒等 5 品目、肥料・飼料等 6 品目、その他 1 品目

の計 474 品目における、平成 28 年 9 月 30 日時点でのリスク管理措置の実施状況について、調査を行った。



《調査方法》

リスク管理機関から、対象品目ごとにリスク評価の結果に基づく施策の実施状況について報告を受けた。

《施策の実施状況》

(1) 今回の対象品目（474 品目）のうち、355 品目についてリスク管理措置が講じられていた。一方、リスク管理措置の実施にまで至っていないものは119 品目であった。

(2) リスク管理措置の実施にまで至っていないもの（119 品目）のうち、告示等に向けて手続き中のもの 19 品目、審議会で審議中のもの 31 品目、審議会の準備中等であるもの 69 品目であった。

ただし、その中には、前回調査時点から進捗が見られない等リスク管理措置の実施までに時間を要すると考えられるものがあった。

時間を要している理由は、急性参照用量（ARfD）設定等のため食品安全委員会へ再諮問の準備中、実態調査を実施・整理中、基準設定に必要な資料・データの収集中等であった。

(3) 今回調査で対象となった品目のうち、自ら評価の対象となった品目は、厚生労働省に対して通知したデオキシニバレノール、ニバレノール、オクラトキシンA の3 品目である。

これらについての施策の実施に向けての進捗状況は、以下のとおりであった。（上記（2）の「審議会で審議中のもの 31 品目」の内数。）

○ デオキシニバレノール（DON）及びニバレノール（NIV）

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で以下の内容が報告された。

- ・ DON については、平成 27 年にコーデックスで最大基準値が設定されたことを受け、汚染実態調査及び暴露評価の結果を踏まえて、今後、当該部会において規格基準の設定について審議される予定である。
- ・ NIV については、コーデックスにおいて基準値は設定されていないが、汚染実態調査を実施中であり、今後、コーデックスの議論を踏まえ、必要に応じて対応することとしている。

○ オクラトキシン A

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で

審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされ、平成28年11月29日の同部会で以下の内容が報告された。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で詳細な汚染実態調査を行うこととしており、ライ麦については、汚染実態調査を実施中である。それらの結果を踏まえて、今後、当該部会において審議される予定である。
- ・ なお、小麦、大麦及びライ麦以外の食品のうち、人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）については、汚染実態調査を実施中であり、必要に応じて対応することとしている。